

『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

——元禄時代を読み解くひとつの手がかりとして——

第一班（小田 真裕・佐藤 宏之・山口 直孝）

「総論」『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

—元禄時代を読み解くひとつの手がかりとして—

佐藤 宏之

はじめに

第一班は、元禄時代を読み解くひとつの手がかりとして、『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛の記述を取り上げる。

本稿は、当班の共同研究の総論の位置にあり、つぎの三点を内容とする。第一に、班の問題意識および分析視角と課題を述べる。第二に、色欲が容認される論理と容認されざる論理の特徴について簡単に述べる。第三に、以上の分析を通してみた元禄時代の政治と社会について私見を述べたい。また、本稿は総論という立場のため、個々の大名の事例分析については各論に譲る。

問題の所在

『土芥寇讎記』には、元禄三年（一六九〇）当時の大名二四三名に関する基本事項（家系・略歴・居城・人柄など）のほか、編者の評言等が記されている。本書二四〇二五頁にその記載項目が列挙されているが、特徴的なのがその大名の性格・行跡、編者の批評が記載されている点にある。大名の性格・行跡では、その才智・文学・武道・武芸・人遣い・色欲・智愚・逸話・世説風説などが記されている。では、それぞれの大名はどのように語られているのだろうか。大名の実像と虚像を、幕府側の視点・大名側の視点・後世の評価などさまざまな視角から比較・検討を行うことで、『土芥寇讎記』そのものの位置づけが明確になされてくるであろう。

『土芥寇讎記』において、色欲（男色・女色・少年愛）について言及される大名は六五名（二六・七％）いる（第1表を参照）。そこ

では、総じて「勝手不如意」「弊多し」「無量の費をなす」と、それが財政を圧迫するという視点から、その大名を「悪将」「愚悪の闇将」と評価する。また、「男色・女色に淫せず」「美女鷹狩も好まず」という大名は、「当時の名将」「誉れの将」として評価される。一方で、「国家の仕置に害なくば苦しかるまじきか」と政治に影響がなければ容認され、「この体の事は非とすべからず。聖人にも一失あり」と聖人にも一失あるという理由から容認される。すなわち、男色・女色は無条件に否定されるのではなく、それによって藩政家政の乱れを生じない限りは容認されていたことがうかがえる。

では、江戸時代、男色・女色・少年愛はどのようにとらえられていたのだろうか。男色・少年愛については氏家幹人⁽¹⁾の仕事に詳しい。ここでは戦士の習俗としての男色、すなわち、同じ戦場で生死をともに戦う者としての一体感をもとめるもの、女性に対する不信感、警戒感からくる女性排除思想が指摘されている。そして、その行為は武士の嗜みとしてとらえられる。しかし、「徳川の平和」と呼ばれる平和な時代となり、戦うという行為が日常的でなくなったとき、その習俗は廃れ始める。その理由として、武士が戦う男から役人へ変化したこと、女性の身なりや化粧が魅力的になってきたこと、家を永続させようとする気持ちが強まり、跡継ぎの結婚年齢が低下したこと（武士の場合）、幕府や藩が家臣たちの男色関係を政策的に禁止したことなどが挙げられている。これによって、男色は「集団」の制度から個々の性愛の嗜好に矮小化され、特殊化されたと指摘している。

ついで、江戸時代の証言をみていきたい。享保年間（一七一六～三五）に八〇歳という高齢に達していた老人が、幼時からの江戸の風俗の変遷を述べた『むかしむかし物語』⁽²⁾にはつぎのように記されている。

むかしは衆道と云事在之、十四五六八の男子、生付能きは勿論、大体の生付にても、念者といふもの持たぬ若衆は老人もなし、

是を兄弟契約と云し、又男色共いふ

すなわち、筆者の幼少期は、一四・五歳の男子や生まれたばかりの赤ちゃんに、念者という男色関係の兄分にあたる若者を持たない者はいなかったという。また、奉行職にあつた根岸鎮衛が記した『耳囊』⁽³⁾には、自寛という老人が「其外世中の様子思ひ合すれば悉く違ひし事」としてつぎのように話している。

自寛など若年の時は殊之外若衆流行、渡り小姓など迎大名・旗本にて美童など抱へし事也。

すなわち、自分が若い頃には、少年愛が盛んで、大名・旗本は、転々として小姓奉公をする美少年の渡り小姓を競って抱えたというつづけて、「自寛も壮年の頃は右渡り小姓を致し、「我も美少年に有りし」と若い頃は右のような渡り小姓をし、自分だつて美少年であつたと告白している。また同書には「老耄奇談の事」としてつぎの話が記されている。

藤沢某といへる老士ありしが、おかしき人にてありし。或時つづく思ひけるは、「我等若き時よりあらゆる事なして、凡天地の内の事なさざるといふ事なけれども、童の頃より人を色友の交りなして若衆に成りし事なし。如何成ものなるやと思ひけれども素より醜の上衰老なしぬれば、いかなる那智・高野の学侶成とも其訳頼みてなすべきといふものもあるまじ」と、(後略)

すなわち、年老いた侍が、若い頃よりこの世でなしうることはすべてやったが、男色の交わりをしたことがないという。どのようなものかと思うが、とりわけ美男というわけでもないし、すっかり年老いてしまった。だからといって、六〇・八〇の老人でも男色の相手をさせられるという那智・高野の僧に頼んですることでもないだろうと告白している⁽⁴⁾。

これらはいずれも男色に対する社会の風潮の変革を示す第一級の証言といえるだろう。このように社会の風潮が変化していくなかで、『土芥寇讎記』において記載項目として挙げられて、それについて

の批評が加えられている。当班では、以上のような問題意識のなか、なぜ『土芥寇讎記』にこのような記載が見られるのか、それに対する著者の評価はいかなるものか検討していきたい。

分析視角と課題

ここでは、当班における分析視角と課題について述べておきたい。先述の通り、『土芥寇讎記』において男色・女色・少年愛に対する評価は一定ではない。それではその評価、あるいはその評価のズレはなに起因するのだろうか。その評価の差をめぐって、言及される六五の大名を「色欲に耽る大名・酷評される大名」、「容認される大名・賞賛される大名」、「外的要因(祖父・父、家臣など)の影響による大名」の三つに分類し、分析の対象としたい。

容認される大名・賞賛される大名：一三二大名(佐藤宏之)
外的要因を受けて評価される大名：一一大名(山口直孝)

その際の分析視角は、①諸大名の実態を行跡の出身、公儀勤め、世間あるいは後世の評判などをもとに、その人となりを比較・検討し、②男色・女色・少年愛の差異、あるいはその評価の差異を検討し、③以上の検討を通して容認される論理と容認されざる論理の抽出作業を行うことにしたい。

以上のような問題意識・分析視角から、このような評価や論理が、いかなる構造のなかから生ずるのか、元禄時代の風俗あるいは社会・政治へ接近していくことが本共同研究の目的である。

容認される論理・容認されざる論理

『土芥寇讎記』では、あるべき主将(知行主、ここでは大名)像が述べられている。越中国富山藩松平(前田)利秀の項⁽⁵⁾では、主将の傷として①文武共に無学の人、②仁愛なく人使いの悪い人、

③実なく偽の多い人、④欲深い人、⑤よく讒言を聞く人、⑥勇智謀なき人、⑦約を変ずる人、⑧女色・男色に耽り、愛に溺れて道を違へ、非道を行う人、⑨忠節忠孝なき人の九項目を挙げる。また、陸奥国岩瀬藩本多政利の項⁶でも、主将の失として①文武を学ぶといえども、実学にあらず、②生得吝嗇にして、利を貪る志が深い、③女色に耽り、無量の費をなし、酒宴に長じて、精心をとろかす、④主将として家民哀憐の志なく、百姓を苦しめる、⑤侍の器量を旨として、その志を選ばざるも、主将の本意するところにあらずと挙げる。主将の傷・失として、ここに女色・男色に耽ることが挙げられている。

ここでは、男色・女色・少年愛が容認される論理と容認されざる論理の特徴を簡単に述べておきたい。以下、カッコ内の番号は『土芥寇讎記』の目次番号を示し、aは内容、bは評者の批評を示す。

①容認される論理

①無害

無害とは、害をなす程度でなければ容認するということである。たとえば、「然れ共光國卿の事女色寵愛の事について害をなしたる沙汰なし」(3b)と、女色は害をなさない程度で容認されていたことが知られる。また、「その上偏愛の心なしといえは、害あるべからず」(32b)、「又美女寵愛の事、偏愛なしといえは、苦しかるまじ。」(168b)と、偏愛の心がなければ、害はないと容認していることが知られる。

②一般性

ここでは、当時の大名の一般的な行動であったという論理から容認している例を挙げる。「色好ざるは聖賢のほか希なるべし」(3b)と、色を好むことは聖人ではない者にとっては当然のことと記し、「男色か、女色か、かつて好ざるといふは、百人の中に一人もなし」(228b)と、男色か、女色か、色欲を好まない者はいないという。また、「色を好むは世人の習い、一人にはあらず」(35b)と、色欲

を世のなかの人の習いといい、「当時の主将にはこの類多し」(93b)と、美童・女色を好む大名が多かったことを記している。一方で、「然れども好まざるにはしからず」(93b)と、どちらかといえば好まないほうがいいとも記していることに留意しておきたい。

③大名の行跡

ここでは、大名の行いによって色欲が容認される例を挙げる。美少年を好む大名の項では、「その将の行跡に随つて、善悪・是非・知愚の批判はあるべし」(45b)と、その大名の行跡で善悪・是非・知愚の批判を行うべきだという。おなじく美少年を好む大名に対し、「行跡について論ぜば、善将といふべきなり」(111b)、「悪行なければ、善将ともいふべし」(159b)と、色欲を好んでも、行跡に悪行がなければ善将としての評価が下されていることが知られる。

④家臣

ここでは家臣の影響によって大名が色欲に耽っている例を挙げる。たとえば、好色に耽るのは、「奸人共の所為たるよしなり」(35a)と、家臣(奸人)の仕業であるとし、これを老臣が諫めなければならぬとする。そうすれば、「必ず良将となりたまふべき者といえり」(35a)と指摘する。また、女色に耽る大名に対し、それを「仁義の忠臣なき故なるべし」(224b)と、家中に仁義の忠臣がないことを理由に挙げています。

⑤年齢

ここでは、大名の年齢によって色欲が容認される例を挙げる。男色を好む大名に対し、「案るに、男色・酒宴・遊興を好むも、年若き内なり。老後迄には、左はあるまじ」(62b)と、五一歳の大名に年の若いうちならばよいが、年老いてからもそうであつては困ると記している。また、六六歳で美少年を好む大名に対しては、「老人に似合ず、美少年を愛し弊多く、勝手の不如意を顧ず」(117b)と、老人に似合わず美少年を好むため支出が多く、暮らし向きがままならぬということも顧みることがない批判している。すなわち、若いうちは男色も容認されているが、年老いてからの男色は、「勝手不如意」と

この観点から否定されていることが知られる。

⑥ 相続

ここでは、家を永続させるという観点から容認されている例を挙げる。「実子なき故に、美女を集めて子息有らん事を望むにや、今既に養子する上は、子の望詮無し。然ば美女寵愛を止め、且つ又家人の淫乱・不道を停止ありたきことなり」(165 b)と、跡継ぎを得るために美女を集めて寵愛していたが、養子を得たためそれを止めなければならぬと記している。すなわち、跡継ぎを得るための女色は容認され、それが実現したときはそれを止めなければならぬということである。一方で、「男色を好む故に、子無く、養子す」(111 b)と、男色のために跡継ぎが生まれず、養子をしたことが記されている。しかし、それは「この将に限らず、子無き人多ければ、男色の咎ともい難し」(111 b)と、男色ばかりが理由とはいえないとも記されていることに留意しておきたい。

(2) 容認されざる論理

① 財政圧迫

ここでは、財政を圧迫するということから否定している例を挙げる。「酒宴遊興に金銀を弊し、百姓を貪り、士の知行高を減じて、返す事なく奪う」大名を「これ主将の道にあらず」(25 b)と否定する。また、「和歌を翫び、且つ美小人を愛する事、骨髓に徹する故に、甚だ弊多し」(40 a)と、心のそこまで徹すると支出が多いとも記されている。総じて、男色・女色・少年愛の区別を問わず、「勝手不如意」「弊多し」「無量の費をなす」と財政を圧迫するというところからの否定は共通していることが知られる。

② 政事との関係

ここでは、色欲が政事に影響するということから否定する例を挙げる。「美女・美童を愛して昼夜を分けず。故に政事を知らず。家老任せなり」(19 a)と、昼夜を分けず美女・美童を寵愛しているため、政事を知らず、家老任せにしていると記す。また、「女色に耽り、昼夜閨門に閉籠り、病氣と称して、出仕も疎に、況や大名并一族の参

会を怠る」(130 a)と、昼夜閨門に閉じこもり、出仕もせず、大名や一族との参会も怠ると記し、「美童少人を愛し戯れ、金銀を費し、吾行跡は改ずして、家民の不義をば咎め、稠しく政道し辛く沙汰す」(139 a)と、自ら美少年を寵愛し、金銀を費やし、その行跡を改めることなく、家民の仕置きばかりを厳しくしていることと記している。したがって、「色欲深き事、大なる難なり」(187 b)とし、「男女の色に溺るる人は、色に心を奪われ、他の批判を知らず」(187 b)と、色に心を奪われ、他の批判を受け入れないと批判し、総じて、「色欲は政事の邪魔なり」(132 b)と記している。

③ 古例

ここでは、古例などから否定する例を挙げる。「惣じて男色に耽りて家を滅す事、古今其例多し」(66 b)、「往昔、男色に耽り、国家を失たる例なきにしもあらず」(111 b)と、男色に耽ることによる国家の滅亡を古今の例の多さから否定している。また、「淫乱故、敵のために謀られ、身を滅したる主将、和漢ともに際限無し」(133 b)と、淫乱のため、敵に謀られ滅亡する主将が、日本・中国ともに際限がないほど多いとも記している。また、女色も「人を惑し安き故に、古今これがために国家を失い、且つ身を滅ぼす」(23 b)と古例を挙げて否定している。

以上、『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛は、容認されるとしても、あくまでも「免」ずるということであって、好ましいことではないということが知られよう。それは、ともに「勝手不如意」「弊多し」「無量の費をなす」と財政を圧迫するという観点からは否定され、そのため不足分を家臣や家民から補填を行うという矛盾が生じてくる。すなわち、色欲によって政事がおろそかになると記す。その色欲とは、「百八煩惱の中の棟梁なり。八万四千の煩惱も、この色欲より起る」(213 b)と位置づけ、そのために「楠正成、上杉謙信等は、男女共に、色欲を断絶す」(213 b)と記している。

男色(少年愛を含む)は、古例などから国家の滅亡に関係づけて否定され、少年愛は「女色の猥りならんには、少し増なるべし」(45

b)、「美少人を愛せらるることは、女犯のみだりがわしきよりは苦しからざるといえども、この愛にも品々あるべし」(111b)と女色に猥らになるよりは少しはましだが、これにもさまざまな程度の差があるとし、女色は「智も愚も、学者も仏者も、迷い安きは女色なり」(224b)、「人を惑し安き故に、古今これがために国家を失い、且つ身を滅ぼす」(23b)と、すべての人が迷いやすきものと区別されているといえよう。

おわりに―本稿のまとめ―

江戸時代以前、寺院社会のなかで生まれた男色は、僧侶の五戒のうちの一戒が女を禁ずるので、性のはけ口として多くの僧侶が、男色関係を結んだことに由来する。しかし、武士の男色は僧侶のそれと違うように思われる。女も若者もいるなかで武士は若衆を求めたのである。すなわち、武士の男色には、僧侶のそれと違って、若者を女の代用にするという面はなくて、むしろ、両立が普通だったと考えられるだろう。

ここでは、以上の分析を通し、江戸時代の社会と政治と関連させて、つぎの三点を述べて結びにかえたい。

第一に、一七世紀以降、諸藩は家臣団の間の衆道関係に対して厳しく罰するようになった。池田光政が寛永一四年(一六三七)一月八日から寛文九年(一六六九)二月二日まで記した『池田光政日記』(7)によると、承応三年(一六五四)三月二六日、「此外小々性不作法男色ふつとたち可申候、申かけ候者候共、同心仕まじきせいしさせ申候」と、男色をやめ、関係を迫られても応じないよう命じ、命令を遵守する旨の誓詞の提出を義務づけている。そして万治元年(一六五八)十一月二日、「若者共衆道事はやらし候を聞届、それぞれに罪に申付候也」と、男色を流行らせた者に「男色は大きな不義」として厳罰が科されるようになった(8)。

ついで武家の家訓をみていきたい(9)。加賀国金沢藩前田家の正保

二年(一六四五)の少し前に作成されたと推定される『陽広公遺訓』では、政事の妨げとなるものとして「第一修・第二好色・第三多欲・第四慢・第五佞奸」を挙げている。日向国延岡藩内藤家の延宝五年(一六七七)の『家訓』では、「妓女頑童之戯、士之志有る者猶深くこれを戒め、矧大将乎、堅く禁止すべき事」と記されている。上総国久留里藩黒田家の享保二〇年の『御家御条目』では、「男女不行義の好色并博奕堅く停止の事」と記されている。和泉国岸和田藩岡部家の天保五年(一八三四)の『岡氏家訓』では、「古より女色は英雄豪傑の士も是に惑溺して国家を亡ぼし、人の笑を取し事まあり」と閨門を嚴重にすべきと記されている。加賀国大聖寺藩前田家の安政期ごろに作成された『訓誡書』では、「放埒之好色嚴重に慎み申さるべき事」と記されている。

以上のように、武家の家訓においても『土芥寇讎記』と同様、色欲は政事の妨げとなるもの、国家を滅ぼすものとして、堅く禁止するよう記されている。すなわち、こうした認識が比較的早い時期から各藩へ広まっていたことが重要であろう。

第二に、元禄時代は身分制的秩序と官僚制的秩序の構造的矛盾が問題とされる時期であった(10)。『土芥寇讎記』において、「家士に男を選び、器量を勝りて召し抱ふ故に、由緒正しく、芸能ある者も、無男なれば置かず」(45a)と、筋目や能力が優れていても、醜男は召抱えようとしないう大名を「武士之吟味にはあらずと、世以批判す」と批判している。また、「主君の好む所に随て、色能き婦人を捜し求めて出す輩、出頭立身す」(72a)と、大名の色欲を立身出世の道具とし、「近年は男色を好み、河原者、野郎若衆、千弥という者、数百両にて請け出し、知行を与え、侍にして使う」(187a)と、大名の男色が高じて河原者や野郎若衆が家臣として登用される事例が記されている。すなわち、大名との人的関係(肉体的関係)が家臣団のなかで重要な位置を占めていることを表す。それは家臣団内の筋目を重視する身分制的秩序を揺さぶり、また、家臣団の能力を重視する官僚制的秩序、あるいはそれによる藩政の合理化と相反する動きを示

すことになる。男色が国家の滅亡と関連して否定されることはすでに述べたが、まさにその危険性を秘めていることを読み取ることができる。

第三に、近世大名の無嗣逝去との関係に触れたい⁽¹⁾。第2表は、徳川家康から徳川吉宗までに執行された改易数と、そのうち無嗣逝去による改易数とその処分について表にしたものである。これによると、元禄時代(綱吉期)は改易数四四のうち無嗣逝去による改易数が五と極端に少ないことが知られる。これは、慶安四年(一六五一)の末期養子の禁の緩和によるものと考えられるよう。これによって無嗣逝去による家が完全に断絶する例が大幅に減少し、減転封・旗本化などと大名家の維持・定着化が進められたといえる。『土芥寇讎記』において、「男色を好む故に、子無く、養子す」(111b)と、男色のために跡継ぎが生まれず、養子をしたことが記されている。「子無き人多ければ、男色の咎ともい難し」(111b)と、そのような大名が多いため、跡継ぎがなく養子を行うということが男色の影響とはいえないとも記されているが、家の永続、ひいては徳川領国体制の安定化⁽¹²⁾に対する重要な指摘、男色の否定であったと思われる。

『土芥寇讎記』において色欲が記載項目として挙げられているのは、以上のような政治・社会的な背景と色欲に対する意識が存在したからではないだろうか。

最後に、以上三点の指摘は『土芥寇讎記』を使用しての検討のみであり、不十分である点は否めない。本格的には、さまざまな武家家訓や軍学・兵学書との比較・検討、同時代の男色・女色・少年愛に関する記述や著作、膨大な先行研究に目を向けたうえでなければ不可能であろう。また、個人の資質の評価と藩政のあり方(実像)を改めて区別して検討する必要性を痛感した。本稿を元禄時代を読み解くひとつの手がかりとして、今後さらに研究を進めていくことを約束し、ここで擱筆したい。

(注)

(1) 氏家幹人『江戸藩邸物語』(中公新書八八三、一九九八年)、同

『江戸の少年』(平凡社ライブラリー、一九九四年)、同『武士道とエロス』(講談社現代新書、一九九五年)、同『江戸の性風俗』(講談社現代新書、一九九八年)。氏は『武士道とエロス』

において、この『土芥寇讎記』を用い、男色女色の同列、少年愛嗜好が家政に支障をきたさない限り容認されていたこと、

「男ズキ」の大名が求めたよき男振について論じている。

財津種英『むかしむかし物語』(『続日本随筆大成・別巻1』近世風俗見聞集1、吉川弘文館、一九八一年)。

(2) 根岸鎮衛著・長谷川強校注『耳囊』(岩波文庫、一九九一年)。

(3) その後、この老人は張り型を求め、自ら実験を行う。声をあげて気絶してしまった老人。その声に驚いた子どもや娘が駆け寄る。老人はあられもない姿を見られてしまい、事情を言うにも

言えず、また、聞くに聞けなかったという笑い話である。

(4) 本書二六九―二七二頁参照。

(5) 本書三四五―三四七頁参照。

(6) 藤井駿・水野恭一郎・谷口澄夫編『池田光政日記』(山陽図書出版、一九六七年)。

(7) 氏家幹人『武士道とエロス』(前掲注1参照)。

(8) 近藤齊『近世以降武家家訓の研究』(風間書房、一九七五年)。

(9) 拙稿a「藩体制の確立―越後騒動を素材として」(大石学編『江戸時代への接近』東京堂出版、二〇〇〇年)、同b「越後騒動に関する一考察―幕藩権力構造分析の視点から」(大石学編『近世国家の権力構造―政治・支配・行政―』岩田書院、二〇〇三年)、同c「大名家臣団の再編成とその構造―津山松平家を素材として」(『日本歴史』第六六九号、二〇〇四年二月号)。

(10) 近世大名の無嗣逝去に関しては、福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的考察」(『史料館研究紀要』第一九号、

一九九八年）、田原昇「近世大名の無嗣逝去と相続人の選定―寛文四年盛岡南部家の連判騒動を事例に―」（『日本歴史』第六二一号、二〇〇〇年）などを参照。筆者も享保期の事例であるが無嗣逝去について考察したことがある（拙稿d「近世大名の無嗣逝去と藩の対応―享保十一年津山松平家の五万石減知を事例に―」（『人民の歴史学』第一五八号、二〇〇三年二月号）。^{〔12〕}徳川領国体制の安定化については、拙稿bおよびdで私見を述べた。本稿もそれに基づくものである。

〔付記〕

本稿をなすにあたり、容認される論理の分類では小田真裕氏の協力を得た。また、史料の引用にあたっては、読みやすさを考え、読み下したり、適宜字体・表記などを改めたりした。

第1表

『土芥冠鑑記』における男色・女色・少年愛

番号	頁	大名	藩名	親類	年齢	石高	色欲	内容(a)	評者批評(b)	評価	備考
3	113	徳川光圀(圀)	常陸国水戸藩	親	63	28万		世に流布することころは、女色に耽り、ひそかに悪所に通い、且つ又常に酒宴遊興甚だしいといえり。		名将にして行跡明らか に道を執行あり。	
15	170	松平(毛利)吉就	長門国萩藩	外	23	36万9400 (36万9411)		利発過ぎたる故に諸事に心付過ぎてせわぜわしく、利徳につきて卑劣な行跡も多し。		大名の風俗に非ず。	父、美女を愛し、昼夜の別なく酒宴遊学を好み、文武両道は夢にも知らず。
19	186	松平(池田)綱清	因幡国鳥取藩	外	44	32万	美女・美童を愛して、昼夜を分けず。故に政事を知らず。政事を知らず。家老任せ也。	男性女色ともにこれ好まると云ふ。是亦閣將の必ず欲する所也。智將は分別睿智有る故に、家人之以為且つ外聞を憚り、程能く翫びて、色に泥まらず。	魯鈍の將、閣將。		
20	189	藤堂高久	伊勢国阿濃津(津)藩	外	53	30万 (27万3950)		男性・女色に淫せず。		当時の名将。良將と褒美するも猶余りあり。若他將の鏡と謂ふべききか。	
23	199	佐竹義処	出羽国秋田藩	外	54	20万5800	女性	女色を好み、弊多し。故に大勢の妾ども、女子余多出産すれども、早世すと聞ふ。	女色を好み、妾数多抱え置き、金銀を弊すことも不可なり。女色にふける主將の失とすること古今定まりたることなり。	主將の器に非ず。悪賢く、奸智の將也。	
25	207	奥平昌章	下野国宇都宮藩	譜	23	9万	男色 女色	男色女色ともに狼に好み、河原者・野郎・若衆を招き集め、酒宴遊興終日夜もすがらなり。	男色女色ともにひたり、行跡法外のこと。酒宴遊興に金銀を弊し、百姓を食り、士の知行高を減じて返すことなく奪う。	奸佞の悪將也。主將の道に非ず。	
32	228	松平直矩	出羽国山形藩	親	49	10万	美少年	美小人を愛せらると云とも、聊偏愛の氣なし。	美小人を愛せらること、この体の事は非とすべからず。聖人にも一失あり。況や凡人をや。その上偏愛の心なしといえは害あるべからず。	当時譽の將と、世以沙汰す。	
35	238	小笠原忠雄	豊前国小倉藩	譜	45	15万		遠州取り分け好色なるも、これみな奸人どもの所為たるよし。弊多く、行住座臥、淨瑠璃を好み、自ら語る。		正直にして、穩和なる天性と沙汰あれば、善將。	
36	242	酒井忠直	出羽国庄内(鶴岡)藩	譜	19	14万	男色・女色・美少年		家中の物成を借ること、手の裏返す如きの仕置、無分別の至り。		家中の物成、半分の内外、返す。
37	248	酒井忠明	上野国厩橋(前橋)藩	譜	43	13万			父に替わりて、男色・女色ともに好むも沙汰なし。	聖賢に近し。偏に良將というべし。	父、女色を好み、公家の娘を数多呼び寄せ、妻として、その腹々に息女大勢あり。

第1表

『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

38	251	酒井忠門	若狭国小浜藩	譜	(20)	12万3000 (10万3500)	女色	女色を好むと聞ふ。そのほか悪事の沙汰なし。	色欲、害をならざるほどならば、苦しがるまじ。もし害あらば老臣等諷諫すべし。	生得利根に穩和なり。善將。	祖父、美女數十人召抱え、所々に差し置き、酒宴・遊興・美食・珍味・美服・賄賂の弊、あげて数えるべからず。
40	256	松平(久松)定重	伊勢国桑名藩	譜	47	11万	美少年	和歌を遊び、且つ美少年を愛する事、骨髓に徹する故に甚だ弊多し。愛して弊多父、甚だ美童を知らず。これは士を深く愛する心なき故なり。	父文武禪学あれども美童を愛して失多かりし。長次は美童を愛する難なしといへども、文学なし。	利発発明すぎて害多し。	
41	260	丹羽長次	陸奥国二本松藩	外	48	10万700				善にも非ず、悪にも非ず、中抵の人。	
43	264	戸田氏定	美濃国大垣藩	譜	34	11万 (10万)	男色	わが身は奢りて、遊山・男色を好み、弊多くして、家中物成、数年の間大分借りて家人の困窮を知らず。これは士を深く愛する心なき故なり。		善將とは云ひ難し。悪將とも仕難し。	
44	266	本多忠平	大和国郡山藩	譜	59	12万5000 (11万)		家士に男を撰び、器量を勝りて召し抱ふ故に、由緒正しく、芸能ある者も、無男なれば置かず。近年男好きをやめ、実目になる。今も美少年を愛せらる。	家士を抱へらるるに、器量を好み、由緒・芸能を用ひざる事、武之穿鑿足らず。	忠平に限らず、男すきする主將は、皆同じ。	
45	269	松平(前田)利秀	越中国富山藩	外	40	10万	美少年	以前は男好きせられしも、今はやめられしは、よく時を知られたり。但し美少年を愛せらるるを一つの難とすべきか。		主將の疵と云ふは、文武共に無学之人。仁愛なく人使ひ悪き人。実なく偽多き人。欲深き人。能く讒言を聞く人。勇智謀なき人。約を愛する人。女色男色に耽り、愛に溺れて道を違へ、非道を行う人。忠節忠孝なき人。此の九つは大悪大將として一つも免し難し。	
48	278	稲葉正通	越後国高田藩	譜	50	9万9000 (10万2000)		父より善人なりと世上に沙汰す。	正通は、佞倭奸・私欲・女色に溺れる沙汰なし。この儀は父正則には勝るといえるか。智においては劣れたるべし。		父、女色を好むこと、倫に越へ、妾余多此彼に扶持し置、寵愛甚き故に、男女の息も余多できず。そのため弊多し。
53	295	中川久恒	豊後国岡藩	外	48	7万4000 (7万440)	女色	猿楽を好み、女色・遊山を宗とすと聞く。女色には、奢りも弊もあり。然れども害をなすほどに非ず。		この類の將、前後に多し。	
55	300	本多康慶	近江国膳所藩	譜	33	7万 (6万)	女色	養父康將に勝るとも、聊か劣るまじ。		三代並びて悪將たる事、前代未聞也。	養父、美女を集めて、酒宴・乱舞・三味線・琴を催し、淫乱に溺れ、昼夜を分けず、弊をなし、奢り極め、その賄賂の不足を家民に貪り、下の困窮を知らず。

第1表

『土芥屋雜記』における男色・女色・少年愛

60	316	内藤義孝	陸奥国岩城(警城)藩	譜	22	7万		家人ども、猿楽を好みて、謡・仕舞・雛子等にのみ心をとられ、武芸を好む一人もなし。	文も学ばず、武も習わず、武芸も励まず、朝夕猿楽にのみ心を尽くし、金銀を撃す。	主将の器とするには足らず。	父、酒宴を好み、女色に耽る。
62	324	戸沢政条	出羽国新庄藩	外	51	6万8000 (6万8200)	美少年	美少年を愛し、興を催し、悪酒を好むも、差し当たり悪義あるには非ず。 程よき公儀おりなりとて、父には遙かに生まれ勝りたるといえり。	男色・酒宴・遊興を好むも年若きうちなり。		
63	327	松浦任	肥前国平戸藩	外	(43)	6万 (6万1700)				良将の数に入れらるべき者なり。	父、信は、年にも似合、又男ずきし、歩行侍に臂を張せ、中間、小者は墨鬚取り、余よしとし、或は相撲取り、余多拘置て、今に於て慰とす。
66	334	安藤重治	上野国高崎藩	譜	51	6万	美少年	美少年を愛し、猿楽を好む。故に費え多し。	美少年・猿楽等程に文武を好まれれば、良将之名を得らるべき者。心意正順なる故に、家民豊かなり。次に美少年を愛せらるべきことは、停止あるべし。	生得利発に智あり。文武を学ばずといえども、行跡道に叶い、柔和にして、家民を哀憐す。その身は奢らず、忿ず、孝心ありて、世の唱えよろし。	惣じて男色に耽りて家を滅す事、古今其例多し。
70	345	本多政利	陸奥国岩瀬(大久保)藩	譜	47	1万	女色	女色に耽り、無量の費をなす。	鬻才智發明なりとも、行跡に付て論せば、鬪將の棟梁とも云べし。	当時は以前にこりて行跡を慎み、諸事作法よしといえども、女色を好む病は同じ。元禄6年6月、不行跡・殺害により改易。	
71	347	松平源次郎 [乗邑]	志摩国鳥羽藩	譜	5	6万		幼稚なれば善悪の差別なし。			父、淫乱にして、女色に戯れ、酒宴に長じ、昼夜にして終夜興し、昼は閨門に入りて出ざる故、家人の勤不勤も知らず。
72	349	浅野長矩	播磨国赤穂藩	外	23	5万3000 (5万)	女色	女色好事、切也。主君の好む所に随て、色能き婦人を捜し求て出す輩、出頭立身す。昼夜閨門に有て戯れ。	女色に耽るの難而見を揚たり。	智ありて利発なり。	政道は幼少の時より成長の今に至りて、家老の心に任す。元禄14年3月、刃傷により改易。賜死。
74	353	脇坂安照	播磨国竜野藩	外	32	5万3000	美女・小人	美女・小人を愛しては、費あることを弁せず。	父子ともに文武を学ばず、女色に耽ると本書に詭る。美少年を愛せらるること、善には非ず。しかれども害なくば、苦しかるまじ。	二代ともに淫乱・愚欲の將。 有道の將というべきか。	
77	358	鍋嶋直久	肥前国蓮池藩	外	48	3万 (5万2625)	美少年	美少年を愛せらるるなど、沙汰あり。	必ず淫乱なる失、出来する者なれば、慎みあるべき事也。		
78	360	松平康賢	石見国浜田藩	譜	33	5万8000 (5万400)	女色	女色を好むこと、節なりといえり。	行跡善なる者か。	必ず淫乱なる失、出来する者なれば、慎みあるべき事也。	

第1表

『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

80	364	松平直明	播磨国明石藩	譜	36	6万		美女数多拘集めて、淫乱に長じ、舞曲を好みしが、今は停止す。	以前の行跡、能く父に似て、剛強勇気を旨とせん事、主将の器に非ず。	近年浄土門に入りて、祖師の法を聞く。
81	366	松平昌勝	越前国松岡藩	親	55	5万	美少年	分限より奢り、且つ美少年を好、常に酒興を催す。	此の将、差当りて悪事なければ、中の下の將と云べし。	
92	392	井上正任	常陸国笠間藩	譜	62	5万	女色	女色酒宴に長じ、弊多し。		
93	396	有馬永純	日向国県(延岡)藩	外	47	5万3000 (5万)	美童・女色	美童女色を好めども、甚だしからず。		父、児童を愛し、女色を集め、酒宴遊山しける故に、女子数多でき、これを縁付けけるに物入りて、勝手不如意になり。
96	404	本多重益	越前国丸岡藩	譜	27	5万 (4万3300)	美少年・女色	美少年を愛すなんあり。且つ女色をも好む。	誹るも誉もなきは善の内たるべし。	仏道を好み、僧侶を寵愛す。元禄8年3月、苛政により改易。采地2000石。
98	410	小出吉之	但馬国出石藩	外	53	4万5000	美少年	猿楽を好み、美少年を愛する故に、甚だ弊ありて、町の置いかり私わす。	無学無能。	
100	418	久世重之	丹波国龜山藩	譜	27	5万	男色	以前は美男の六尺を好みし故に、彼の六尺は色白き輩、化粧し、口紅を指して、乗輿をかきたりし。当御代になりて、改めらる。	以前、美男の六尺を好まれること、不思議なり。男色を好まるとは、故か。やめられたること、もつともなり。	
103	424	松平忠親	信濃国飯山藩	譜	57	4万	美童	家民哀憐の沙汰はなく、美童を寵愛は甚し。	悪事なく善もなし。善將とするには不足。	
111	439	牧野富成	丹後国田辺藩	譜	63	3万5600 (3万5000)	美少年	但し美少年を愛す。	家士を憐み、民を恵む善れある將たり。	美少年を愛せらることは、女犯のみだりかわしきよりは苦しからざるといえども、この愛にも品々あるべし。往昔、男色に耽り、国家を失たる例なきにしも非ず。故に寵愛の軽重により、差別の論あり。
113	443	永井直只	摂津国高槻藩	譜	32	3万6000	美少年	美少年を愛す。	美少年を愛せらるること、甚だしからず、失なくば苦しからざるまじ。聖人にも一失あり、況や凡人をや。然れども害あらば慎みあるべし。	誉れの善將。

第1表

『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

114	445	井伊直武	遠江国掛川藩	譜	41	3万5000	男色・女色	天性動楽遊沙羅を好み、御旗本の溢者、奸曲諂諛の御坊主衆、或女中の嫖する町人等を集めて、酒宴の座敷へ野郎若衆、或は目掛女を招き集めて、乱舞乱酔に及ぶ。美少年を愛して、甚だ弊多く、勝手不如意也。	淫乱女色に溺れ、且つ男色に迷いて、法外を宗とせんになんぞ世人誹謗せざるべき。	生得無智。		
117	450	松平直次	豊後国木槻(杵築)藩	譜	66	3万3000 (3万2000)	美少年	美少年を愛し、弊多く、勝手不如意を顧みず。美少年を愛する事、無失苦しかるまじ。			息志摩守は父と違いて善将たり。	
118	452	諏訪忠晴	信濃国高嶋(島)藩	譜	52	3万2000 (3万)	美少年	美少年と女色とを愛し、甚だ弊をなすといえども、かつて知らずというは、大様過たり。				
128	472	秋月種政	日向国財部(高鍋)藩	外	(32)	3万 (2万7000)	美少年・女色	美少年且つ女色を愛するに及んでは、費あること、弁ぜざるといえり。				
130	476	伊達宗純	伊予国吉田藩	外	56	3万	美童・男色・女色	女色に耽り、昼夜閨門に閉じ籠り、病氣と称して、出仕を疎かに、大名并一族の参会を怠る。美童を愛す。男色・女色の戯れ過ぎる故。當時は実気色重し。舞学を世上沙汰する所は、美童を愛す専と好み、甚だ美童を愛するといえり。	美童を愛せらること、害なくは難すべからず。害あれば停止せらるべし。色欲は政事の邪魔なり。	行跡と云ひ、分別と云ひ、愚闇の将と云ふべし。		
132	481	木下国定	備中国足森(宇)藩	外	40	2万3000 (2万5000)	美童	美童を愛せらること、害なくは難すべからず。害あれば停止せらるべし。色欲は政事の邪魔なり。	淫乱故、敵為に謀られ身を滅したる主将、和漢ともに際限無し。			
133	483	大村純長	肥前国大村藩	外	(54)	2万7900	女色	女色を好み、遊覧昼夜に限らず。				
139	495	小笠原貞信	美濃国高洲藩	譜	60	2万2000 (2万2777)	美童・少女	美童少女を愛し戯れて、金銀を費やし、わが行跡は改めずして、家民の不義を咎め、厳しく政道し辛く沙汰す。	男色・女色に溺れ、われは悪にして、家民の不善をば咎め、厳しく沙汰す。愚闇にして、仁心なく、男色女色に耽り、弊を成し、其の賄賂に士民を貪り奪ふ事、淫乱無道の人必ずする處也。			
144	508	植村家政	大和国高取藩	譜	28	2万5000 (2万500)		父には増るべし。	一つを以つて万事を推奨するに、定めて善将にはあるべからず。徳闇の将、勇もなく、義もなし。	父、美女を愛し、閨門を出ず、公勤世間の参会にも怠る。美女をば南部行信に執り返され、其の通りにて差置、天下之嘲味、此事にあり。		
153	533	毛利高久	豊後国佐伯藩	外	24	2万		酒宴遊興を好み。				
154	535	三浦直次	下野国壬生藩	譜	(32)	2万5000 (2万)	美女	甚だ美女を愛し、或は忍びて悪所へ通ひ、且つ又古筆教寄、道具を好て、弊多かりし。	美女を愛し、剩へ悪所通ひ、言語を絶す。且つ又無用の器財に金銀を弊すも益無し。	善にも悪にも付けず、中編將と云べし。		

第1表

『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

155	537	増山正弥	常陸国下館藩	譜	37	2万	美人・美少年	美人・美少年を愛す。妾多くして腹々に子あり。家民哀憐せず。美童を甚だ愛す。	美人・美少年を愛し、己は恣にして、臣の仕置觸しきは、皆主將の法に違ふ。	悪將。	
159	545	石川総茂	伊勢国神戸藩	譜	20	2万 (1万7000)	美童				
165	557	宗義真	対馬国府中藩	外	52	2万 (1万1800)	美女	美女を愛し、甚だ奢り弊あり。	文武を好み、才智發明なる人、美女を愛して、甚だ奢り弊をなすこと不可なり。	智あるといえども、延慮なき故に、愚に等し。	実子なき故に、美女を集めて子息あらんことを望むに、既に養子する上は、子の望み詮なし。然らば美女寵愛を止め、且つ又家人の淫乱・不道を停止ありたきことなり。
168	563	市橋政信	近江国仁正寺藩	外	68	1万7400 (1万7000)	美女	少々美女を好むと沙汰あり。或いは舞楽を好むといへども、敢えて偏愛というには非すと也。	美女を愛し、舞楽を好まることは不可なり。美女寵愛のこと、偏愛なしといえは、苦しがるまし。		
181	590	久留嶋通清	豊後国森藩	外	62	1万2500	美女	美女を愛して、遊学を好む。	美女に費やす金銀、少し家民に施せば、善れの善將たるべし。	行跡に悪行はなしといえり。	父祖二代、淫乱成る事。元禄2.8.10除封(忠英、能登下村再封)。
185	597	鳥井(岳)忠近	信濃国高遠藩	譜	(44)	1万	美女	淫乱にして、美女を愛す。今度の一乱も、畢竟、美女之義より事起る、と風聞す。	美女を愛するに付ては、難多し。		父祖二代、淫乱成る事。元禄2.8.10除封(忠英、能登下村再封)。
187	603	一柳末朝	播磨国小野藩	外	42	1万	美女・男色	好色第一にして、美女を寵愛甚だし。近年は男色を好み、河原者、野郎若衆、千弥という者、数百両にて請け出し、知行を与え、侍にして使う。	色欲深きこと大いなる難あり。男女の色に溺れる人は、色に心を奪われ、他の批判を知らず。	行跡、言語に絶えたり。	一家の族、一柳監物以前、色欲より事起りて、滅亡す。
190	608	前田利広	上野国七日市藩	外	46	1万		美女應符も好まず、父には抜群増る所多し。	善ありて悪なし。	善の將。	父、美女を愛して弊多く、勝手不如意也。
194	614	伊丹勝政	甲斐国徳美藩	譜	66	1万	美女・少年	美女・少年を寵愛す。	美女・少年を寵愛す。	行跡、一つとして善事なし。大悪將。	
200	625	建部正吉	播磨国林田藩	外	43	1万		以前は少人を愛し、野郎若衆を寵びしが、今は此の儀もなく、善之將と云へり。	以前は野郎若衆を寵びしも、今は停止せらる事、尤也。	行跡、一つとして善將。大智之善將。善之將。大智之善將。	文学有る故に、過を改むるに憚ること勿しと見へたり。男色・女色に限らず、止め難きは此の善之一つ也。然るに吾が数寄好む所と云へども、其の非成る事を知りて止むるは、小智にては叶はず。
206	639	松平忠充	伊勢国長島藩	譜	39	1万	美少年・女色	父良尚に似て、女色・美少年兩様を好み愛す。今忠充は、行義強く、人使ひ宜からず。	美女・少年を寵愛の難あり。	智に似たる愚將。行儀強く、人使ひ宜しからず。	

第1表

『土芥寇讎記』における男色・女色・少年愛

213	652	小出有重	和泉国陶器藩	外	54	1万	美女	美女を愛し、遊舞を好み、奢りて弊多き故に、内証不如意也。	美女を愛す。	愚闇之大悪將。	色欲は、百八煩惱之中之棟梁也。八万四千之煩惱も、此の色欲より起る。
218	660	加藤泰忠	伊予国新谷藩	外譜	34	1万	美少年	美少年を愛す。	美少年を愛す。事を難とすべきか。美少年を愛すとも、害なく甚だしからずば、苦しからじ。	愚悪之闇將。	
219	662	遠山政亮	陸奥国岩城湯本(湯長谷)藩	外譜	68	1万 (1万5000)	美少年	美少年を愛す。	美少年を愛す。酒宴遊覧に弊をなし、勝手の不如意を顧ざる事、此の將、智あるとも奸智たる故。		
224	671	織田信久	上野国小幡藩	外	47	2万	美女	美女を愛し、遊学酒宴を事とす。	美女を愛し、害なくば、苦しかるまじ。若害あらば、慎らるべき者にや。		
228	682	松平仲澄	因幡国鳥取藩の内(東館藩)	外	(40)	2万5000	美少年	美少年を愛す。	仲澄も美少年を愛し、害なくば、苦しかるまじ。若害あらば、慎らるべき者にや。		美少年を愛せらる事、当事主將ごとくに、男色か、女色か中一人もなし。甚しからざるをば、色を好まざる分に之を記す。害ある計を難す。

注 カッコ内は、『藩史大事典』・『寛政重修諸家譜』・『徳川諸家系譜』を参考に補訂した。年齢は「庚午」すなわち元禄3年(1690)時点を示す。佐藤宏之作成。

第2表

代	将軍	改易数	無嗣逝去	断絶	減転封	減封	分知	本家返還	旗本化
1	家康期	2	1	1					
2	秀忠期	60	15(7)	10(4)	2	1(1)			2(2)
3	家光期	67	36(14)	15(6)	6(3)	3(1)	4(2)	3(1)	5(1)
4	家綱期	28	17(6)	5(3)	2(1)	2(1)		1(1)	7
5	綱吉期	44	5(3)	2	2(2)				1(1)
6	家宣期	3	2(2)	1(1)		1(1)			
7	家継期	0	0						
8	吉宗期	12	10(5)	2(2)	1(1)	3(2)		4	
計		216	86(37)	36(16)	14(7)	9(6)	4(2)	8(2)	15(4)

注 藤野保『新訂 幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、1975年）より作成。
括弧内は家門・譜代（支藩を含む）大名の数を示す。